

同治四（一八六五）年、江蘇省における賦稅改革

白井佐知子

はじめに

一 同治二（一八六三）年の賦稅改革上奏とそれに至る経緯

（1）咸豐年間の改革

（2）同治二年の改革上奏

二 同治四年減賦實施に至る経緯

（1）規定額裁減の具體的内容に關する意見の對立と経緯

（2）同治四年の減賦上奏とその結果

三 浮收裁減と大小戸均賦

（1）浮收裁減と大小戸均賦

（2）海運津貼の裁除と陋規の裁減

おわりに

はじめに

筆者はさきに李鴻章の軍事費對策を検討することによって、太平天國期を境とする政治、財政、軍事の諸權力の中央から地方への移動傾向を、主に中央政府に對する督撫の權力の強化という側面から明らかにした。⁽¹⁾ 本稿は、前稿で若干言及した在地の紳士層のこの時期の地方行政への關與のあり方を、同治四（一八六五）年から五年にかけて、江蘇省蘇州布政使

管轄下の蘇州、松江、常州、鎮江、太倉四府一州において實行された賦稅改革の分析を通して、具體的に検討せんとするものである。

同治四年の賦稅改革は、二つの内容を有していた。第一は、清初に定められた賦稅規定額、すなわち主に中央へ送られる米糧を裁減した「減賦」であり、第二は、規定額外に州縣政府が徵收する浮收を裁減すると同時に、これら額外の負擔をすべての納稅戸に公平に負擔させることで、浮收を専ら課せられていた弱小の納稅戸の負擔を輕減せんとする「均賦」である。それらはともに地方財政收支を改善することによって、在地の利益を確保しようとしたものである。しかし後者がいわば地方段階での財政合理化策であつたのに對し、前者は中央と地方との關係において問題を解決しようとしたものであつた。周知の如く、この時期の賦稅改革については、すでに多くの研究がある。それらは、改革の内容それ自體を分析對象とした研究、⁽²⁾改革において主導的な役割を果した馮桂芬という人物を分析對象とした研究、そして改革を階級的視點から検討し、この改革運動を地主制の再編とする、⁽⁴⁾或いは紳士層の地方政治への「合法的」關與の出發點とする研究などに、大別できる。⁽⁶⁾

本稿は以上の諸研究の成果を踏まえつつ、在地の紳士が、地域社會に對してどのような認識を有し、またどのような意圖をもって行政に參畫し、そして實際にはどのような役割を果し得たか、更には地方官僚と彼らとの關係はどのようなものであつたのかを検討し、中央と地方との權力關係の變化の性格に考察を加えんとするものである。

一 同治二（一八六三）年の賦稅改革上奏とそれに至る経緯

（1）咸豐年間の改革

江蘇省蘇州布政使管轄下の四府一州における財政問題、なかでも賦稅問題は二つの内容を有していた。第一は、江蘇省

蘇州府、松江府の重賦、すなわち面積當りの賦稅規定額が他省に比べて著しく重いことである。⁽⁷⁾ 第二は、乾隆三十(一七六五)年以降、州縣政府の經費、なかでも中央政府への漕糧の輸送經費の増大とともに、州縣政府が規定額外に新たに項目を設けて徴收するようになった浮收が増大し、それに伴って大小戸の負擔不公平が生じたことである。⁽⁸⁾

前者については、清初に一部改革が行われたものの、⁽⁹⁾ それ以降改革が論じられたことはなかった。他方後者については、とくに道光年間以降度々改革が試みられた。それは以下のことを背景としていた。すなわち、まず道光初年以降、經費捻出のために多く弱小の納稅戸を對象として、銀錢の折價(換算率)を市場の交換率より高く設定する勒折の方法が、州縣政府によって採られるようになった。さらに、一八三〇年前後からの銀の流出と、それに伴う銀貴とを背景として、折錢納稅を事實上強制されていた弱小納稅戸の負擔が、著しく増大した。⁽¹⁰⁾ しかし、こうした弱小戸への負擔轉嫁は、道光十三(一八三三)年の水災による生産低下を機に抗糧を招くなど、自ずから限界があつたため、州縣政府は「捏災」、すなわち災害がなくても、あつたとして緩徵(徵稅延期)や、蠲免(徵稅免除)を請い、中央へ送る分を減らすという方法を、採らざるをえなくなつていた。

道光年間の改革としては、漕糧の海運策と漕糧を中央に銀で送るといふ改折策とが建議された。⁽¹¹⁾ それは賦稅徵收と漕・白糧の輸送に直接携わる州縣政府の負擔を軽減することを通して、浮收、勒折の軽減を圖つたものであつた。また、道光二十六(一八四六)年以降、州縣政府の必要經費に充當する收入を確保し抗糧を防ぐべく、弱小納稅戸の負擔を軽減するために、漕米折價の切り下げと、大小戸一律に折價を定める大小戸均賦とが圖られた。⁽¹²⁾ しかし、緩徵適用の不公平によって、納稅戸間の不公平は維持され、中央への輸送は減少し續けたのである。

咸豐三(一八五三)、六(一八五六)年の二回にわたる馮桂芬による均賦策は、以上の政策が、一部は施行されつつも、その實行過程で限界が明らかにされるなかで、建議されたものである。馮桂芬の均賦策については、すでに詳細な紹介と検討がなされているので、⁽¹⁴⁾ ここではその内容の敘述は簡單に止め、咸豐、同治年間の賦稅改革諸政策の中で、それがどのよ

うな特色をもっていたかを指摘したい。

咸豐三年及び六年の均賦策を當時の巡撫に建議する文中で、馮桂芬は次のように述べ、主張している。まず税負擔は貴賤強弱で多寡があり、紳と紳、民と民でも一律ではなく、納めるものが米か銀かによっても一律ではないこと、また、その不公平は折價の多寡と緩調の有無ないし程度によってもたらされていることを述べる。⁽¹⁶⁾そして、咸豐三年の「均賦議」において、一律に折色徴收すること、折價は紋銀、洋銀の換算額を時價にならして官衙の大堂に掲げ、何れかで徴收すること、緩徴率も等しくすることを提議した。また咸豐六年には、漕米は半分を米で徴收し、每石附加分を二斗とし、半分は折價徴收とし、咸豐三年の事例にならない、銀納ならば每石二兩八錢、錢納ならば四千五十二文とするよう提議した。⁽¹⁷⁾

ところで、以上に述べた、巡撫等への均賦の提議や書簡だけから、馮桂芬の均賦策の眞意を十分に理解することは難しい。しかし、馮の他の文章を読むとき、その認識と意圖は明らかになる。まず第一に、馮桂芬は地方官にはその土地の出身者が任ずること、少なくとも地方行政や財政は、その土地の紳士が運営に當ることが望ましいと考えていた。⁽¹⁸⁾第二に、西北の地でも米を生産するようにすれば、南からの漕米は銀で送ることが可能となり、漕糧輸送に伴う弊害をなくすことができる、と述べている点に見られるように、江南の地が不當に重い負擔を強いられている、という認識があることである。⁽¹⁹⁾これらの考えはかつて潘曾沂が述べた次のような主張を受け継いだものであろう。すなわち、潘は「蘇松減賦私議十六條」の中で、減賦を提議することは當面は困難としつつもその必要を説き、「天下の根本は江南にあるが、江南に長く暮した者でなければ、江南の實情は絶対にわからない。」と述べ、また「他省の土堅力厚の土地で稻作を行っていないところは、法を設けて稻作を行わせるべきであり、そうすれば蘇松兩郡の賦額を減らしても損うところは限りがある。」とも述べている。⁽²⁰⁾従って、馮桂芬の均賦策の意圖は、それが地域社會の利益を確保するための諸策の一環であったといえる。そして地域社會の利益確保のために、第一に、當面減賦の實現は困難とみて、省内の税負擔の公正化を圖り、秩序を回復すること、第二に、總督や巡撫の力を借りるにせよ、均賦策の實行によって、從來の州縣政府とその配下にある胥吏

層によって掌握されていた行政權および財政權を、公正な紳士の手に奪回すること、の二つを目的としたものであった。

結局この段階では、馮桂芬の提議した均賦は失敗した。しかし、それと共通した内容の賦稅改革が、咸豐五（一八五五）

年まず湖南省で、次いでこの湖南省における改革に則り、湖北、江西、安徽等の湘軍系官僚治下の各省で、それぞれ行われた。⁽²¹⁾これら湘軍系官僚によって行われた賦稅改革に共通する點は二つある。第一點は、漕米折價の裁減と、地域により

差が設けられた場合もあるが、折價を大小戸一律に定めたことである。第二點は、州縣政府の規定額外支出である規費を除くことを通して、軍餉の確保を目指したことである。換言すれば、各州縣のほとんど恣意に任されていた地方の財政權を、總督ないし巡撫が掌握することが目指された。そしてそれは、總督ないしは巡撫という職掌に拘わることなく、何れにせよ湘軍系官僚が財政權を掌握することを目指していたといえる。⁽²²⁾

すなわち、これら賦稅改革は、彼らの幕友である在地の紳士の手により、具體的方法が作成されたものであるとはいえ、湘軍系官僚にとっては、軍餉の確保を目的とした財政權の掌握であり、そのための地元の利益の確保であった。従って、そのような湘軍系官僚の意圖は、すでに述べたような馮桂芬の均賦策の意圖とは、その出發點において異なっていたといえる。以下、江蘇省の賦稅改革の具體的經過を通して、考察を進めたい。

（2） 同治二年の改革上奏

同治二年からの江蘇省の賦稅改革は、前述した湘軍系官僚による賦稅改革の一環として位置づけることができる。しかし、後に江蘇に倣って行われた浙江省の場合を除き、他省の改革と異なつて、減賦をその内容に含んでいた。それは、この改革が、それまで挫折し續けていたこの地の賦稅改革を實行に移す好機として、馮桂芬ら蘇州紳士の主導下に始まったことによる。

減賦を最初に提案したのは、馮桂芬らと極めて親しい閒柄にあり、當時上海に蟄居していた前署理蘇州府知府吳雲であ

る。彼は、同治二年二月、蘇松常鎮太糧道郭嵩燾が軍餉捻出のために、沿江、海濱の沙田に課税することについて意見を求めてきた時、むしろ大局的な政策として、かつて咸豐六年に蘇州府震澤縣の抗糧暴動を目的にして、時の兩江總督に提案したことのある減賦を行うよう主張した。

この吳雲の主張に對して李鴻章は賛意を示し、郭嵩燾に曾國藩に提出する詳文を書き、李鴻章の幕友となっていた馮桂芬に上奏文の草稿を書くことを命じた。⁽²³⁾

上奏文作成に當つて、當事者間で論が分かれた點は、大きく分けて二點ある。その一は、減賦に關する裁減率についてであり、その二は、浮收裁減、大小戸均賦を内容とする均賦策を、上奏に加えるか否かの問題である。

前者について、まず吳雲案では、常州の額を基準として、蘇、松、太二府一州の規定額の三分の二を減額するというものであった。⁽²⁴⁾ この常州の額とは總額ではなく、一畝あたりの額である。他方馮桂芬の案では、最近十年間の實徵額を合算し、その平均を新たな規定額とするというものであった。⁽²⁵⁾

更に蘇、松、太、常、鎮四府一州の財政を與る蘇州布政使の任にあつた劉郇膏は、鎮江府知府金以誠の案にもとづき、蘇州、松江、太倉二府一州は從來の規定額の二割を、常州、鎮江二府は一割を削減することを主張した。その場合、從來の百六十萬石のうち三十萬石が削減されるにすぎないが、七割徵收をもって十割とするという考成における操作を伴えば、約百萬石徵收すれば完徵ということになるというものである。⁽²⁶⁾

以上を整理すれば、吳雲の案はあくまでも他地域との公平を求めたものであり、馮の案は太平天國からすでに松江府を回復し、近い將來蘇州府、太倉州を克服した後も、これらの地域では當面占領期と同じような状態が續くであろうという見通しの下で、現實に徵收できる可能性のある額に改めようというものである。更に、劉郇膏の案は税を徵收し中央に送る官僚の立場から、減賦を考えたものであるといえる。すなわち、國家の財政收入の確保と、地域の利益という基本的には相容れない基準が、ここには含まれている。吳雲の案は後者を目指し、劉郇膏の案は前者を基盤としたものであり、馮

桂芬の案はこの時点では、兩者の中間に位置するものであったといえよう。結局、劉郁膏を關與させると上奏が遅れることになるという懸念から、馮桂芬の案にもとづいて、郭嵩燾は單獨で詳文を作成し、三月二日にそれを提出し、⁽²⁷⁾上奏が行われることになった。

第二の浮收裁減、大小戸均賦については、當初郭嵩燾の詳文の中に加えられていた。⁽²⁸⁾これに對し曾國藩は、「陳義過多」

であり上奏内容が明晰でなくなるとして、浮收裁減を上奏に加えることに反對した。曾國藩のこの反對意見は、單に上奏效果の希薄化を懸念したためだけではなく、江西省で前述した賦稅改革の後、收入が減少する一方、支出は減らず、州縣官にとつては極めて不都合であり、徵稅が進まない狀況をみて、改革の效果に疑問をもつたためであつた。すなわち、浮收裁減については各縣ごとに狀況を把握して、減額を實施すべきであり、大小戸の名目は革めるべきであり、小戸は減額すべきであるが、上奏を行い一律に減額することには反對したものであつた。⁽²⁹⁾また、劉郁膏や蘇松太道の黃芳は、⁽³⁰⁾浮收裁

減自體に反對するものではないが、州縣の浮收を盡く裁減することは困難であり、今回の上奏の要は減賦にあるとして並舉することに反對した。これに對し馮桂芬は、從來の自說である均賦策實現のために、あくまで並舉することを主張した。そこで、李鴻章は各自の説を折衷して、まず減賦を請い、その後で再び局を設けて籌議し、浮收裁減を請うことを提案した。⁽³¹⁾以上の經緯の結果、浮收裁減と大小戸均賦を請う上奏も、別の奏文ながら、同時に上奏が行われることとなつた。但し、意見の一致がみられなかったこともあり、具體的數値を含むものではなかつた。⁽³²⁾

かくして、馮桂芬が草稿を書いた減賦の上奏は、兩江總督曾國藩と江蘇巡撫李鴻章の名の下に、同治二年五月十一日、提出された。また浮收裁減と大小戸均賦を請う上奏も、同日附けで行われた。以下、上奏の内容とそれに對して降された上諭の内容とをみてゆきたい。

減賦の上奏は、まず減賦を請う所以を述べることから始まる。すなわち、重賦の所以を述べて、それが不當なものであることを主張し、道光三年の水災以降の中央への漕糧輸送額の減少に言及し、最近三年は軍需浩繁で輸送できない狀態に

あると述べる。さらに將來の見通しについて、戦亂が終熄して後、二、三十年たつて始めて、咸豐年間および道光末年の状態に戻り、もう二、三十年すると、道光中期の状態に戻ることが希望しているのが實情であると訴える。そして吳雲が指摘した減賦を行った場合の利點を主張した上で、次のように新たな規定額を定めることを要請する。すなわち、咸豐年間中での他の年に比べて多く輸送できた七年の額を基準として、適切な額を出すこと、常、鎮二府は規定額を裁減せず、蘇、松、太二府一州のみ裁減し、四府一州合計して、新たな規定額は中央へ送る漕糧、白糧は、耗米も含めて、百萬石以下九十萬石以上とし、以後は官墊民欠を禁止し、扞災を許さないというものであった⁽³³⁾。従つて、上奏内容から算定すると、蘇、松、太は原額の六割前後を裁減するということになる⁽³⁴⁾。

ところが、この上奏に對して、六月三日に降つた上諭⁽³⁵⁾の内容は、裁減は認めるが、その率において大きく異なつてゐた。すなわち、蘇、松、太二府一州は、その規定額の三分の一を、常、鎮二府は十分の一を、それぞれ裁減し、從來の規定額總計百六十萬石を百二十萬石とする、というものであったのである。その根據は、蘇、松、太について俄に六割を裁減した場合、國家財政に支障を來すことになるということと、常、鎮の漕糧を全く裁減しないのは、不公平になるということとであつた⁽³⁶⁾。このように、上奏と上諭の數値が異なつたのは、李鴻章らの上奏にさきだつてなされた福建監察御史丁壽昌の上奏にもとづいて、上諭が降されたからであつた⁽³⁷⁾。

なお、浮收裁減と大小戸均賦の上奏に對しては、右の上諭にさきだつ五月二十四日、大小戸等の名目、紳士が利益をほしいままにすること、州縣の浮收などを禁止し、具體的内容については、督撫が周到に検討し、詳細に上奏せよとの、上諭が降つた⁽³⁸⁾。

二 同治四年減賦實施に至る経緯

右の上諭をうけて現地では減賦局が設けられ、減賦の具體的内容の検討に入った。しかるに、具體的内容についての上

奏が行われたのは、同治四年五月十六日であつた。⁽³⁹⁾ 上諭が降されてから上奏が新たに行われるまでに、かくも時間を要した最大の理由は、具體的内容について各人間に意見の對立があり、それらを調整しなければならなかつたからである。

この對立は、馮桂芬ら蘇州紳士と劉郇膏とのものであり、それは馮桂芬らを支持していた郭嵩燾が同治二年八月に廣東巡撫に轉出し、李鴻章が十月に蘇州に移つたため、劉郇膏が減賦局の主持として、具體案を獨自に推し進めていったことによる。⁽⁴⁰⁾ そして、この對立に曾國藩が介入したことにより、事態は複雑になつた。しかし、これらの對立は、改革の主導權をめぐる對立というよりも、むしろ改革に對する立場の相違によるものであり、それが具體的内容に顯在化したものであつた。⁽⁴¹⁾

本章では、同治四年に至る規定額裁減に關する各人の意見の對立と、上奏が行われた經緯とを述べ、これを受けて上諭が降り實行された減賦が、馮桂芬らの當初の意圖とどのように異なつていたかについて、論及したい。

(1) 規定額裁減の具體的内容に關する意見の對立と經緯

各人の意見の基本的な對立を要約すれば、次のようになる。まず馮桂芬は、同治二年の上諭を不滿として、蘇、松、太二府一州の總裁減額の増加を主張した。これに對し、劉郇膏と曾國藩は減額總數は變えずに、劉は裁減配分の變更を、曾は一律裁減實施を、それぞれ主張した。また李鴻章は、これらの對立の中で、いわば調停役を果たした。以下、具體的に検討する。

上諭が降つて後各人間で討議された内容を大別すると、次の三點に要約できる。すなわち、一、蘇、松、太二府一州の漕糧を更に裁減することを請うか否か、二、漕糧の裁減方法について、科則に則つて重額は多く輕額は少なく裁減するか、それとも一定の率で普く裁減するか、更に科則に則つて裁減する場合、下限をどこにおくか、三、上諭で觸れられていない錢糧などの裁減を請うか否か、請う場合、裁減方法をどのようにするのか、の各點である。

第一の漕糧の裁減は、馮桂芬によつて強く主張され、各人の意圖するところの違いを最も明瞭に示すものであつた。上

諭が降ると、馮は郭嵩燾と相談し、蘇州城が太平天國軍の手中に落ちる以前ですら、七、八十萬石しか中央へ送れなかったのに、新たに定まった百二十萬石を送ることは到底不可能であるとして、劉郁膏には相談せず、李鴻章と曾國藩の許可を得、更に減賦を請う上奏の草稿を作成した。⁽⁴²⁾このとき馮は原額を更に裁減して新規定額を原額の五割ないし五割七分にするよう提案した。⁽⁴³⁾

劉郁膏はこれに對し、再減賦を請うことはさきの上諭の御下問に答申するという形に沿わず、國計を大いに損い、民間も普く實惠にあずかれないとして、「おおむね紳士の言うところは、民生をいたわり憐れむことを専ら主として、國計を併せはかり、兩者の平衡をかねはかることをしない」と述べて反對し、⁽⁴⁴⁾獨自の案を提起した。劉の考えは、常州、鎮江は毎畝八升以上の重額の鎮江府丹徒縣の三則のみ裁減する。そして戸部が認可した常、鎮二府の割當減額總數である總徵收額の十分の一から、この丹徒縣の三則への總減額數一萬三千石強を除いた常、鎮二府の割當減額數の非減額分相當數を、蘇、松、太二府一州の減額數に加え、蘇、松、太二府一州の減額數を三分の一以上とするというものである。⁽⁴⁵⁾この劉の案は、戸部の認めた常、鎮二府の減額を撤回させるものと理解され、馮桂芬や李鴻章の反對をうけた。⁽⁴⁶⁾他方、曾國藩は劉の度重なる訴えにより、その再減賦反對論を支持するようになった。⁽⁴⁷⁾そこで、馮桂芬は、原額の一割ではなく、新しい規定額の一割を裁減する方法に改めた。そして三度、蘇州城に入った李鴻章に書狀を送り働きかけた。⁽⁴⁸⁾

ところが、同治四年五月、蘇州府吳江縣出身の詹事府詹事殷兆鏞の李鴻章批判が行われ、李は、この事件は蘇州紳士が讒言を行ったためであると受けとり、彼と蘇州紳士との協力關係に間隙が生じた。⁽⁴⁹⁾このことを契機として、馮桂芬の主張する蘇、松、太二府一州の再減賦案はたち消えとなったのである。

第二の漕糧の裁減方法について、曾國藩と吳雲は一定の率で、下限を設けず普く裁減することを主張した。曾國藩は次のように述べている。「今回のことは、亂後であるから減賦するということであって、田を文つて賦を均しくするということではない。一律に普く減らせば、科則によって等級を分け、そのことで胥吏が勝手に不正を働くことを防ぐことがで

第1表 府州別賦額表

	地 畝	原額徴本色米 ^①	新額徴本色米 ^①	折色銀等各銀 (含耗羨銀) ^②	原額徴 本色米 /畝	折色銀 等各 /畝
蘇州府	62,167頃77畝	877,519石	550,886石	588,319兩	0.141	0.095
松江府	40,067頃4畝	427,271石	310,726石	463,151兩	0.107	0.116
太倉州	44,552頃52畝	153,330石	110,452石	282,675兩	0.034	0.063
(内、太倉縣・ 鎮洋縣)	(8,548頃98畝)	(121,280石)	(78,403石)	(84,286兩)	(0.142)	(0.099)
常州府	56,826頃56畝	357,648石	322,050石	620,355兩	0.063	0.109
鎮江府	50,228頃59畝	212,568石	191,094石	343,573兩	0.042	0.068
計	253,842頃48畝	2,028,336石	1,485,208石	2,298,073兩		

①米糧

②錢糧

出典；同治4年刊『蘇州省賦役全書』

(50) 吳雲もまた、蘇松は重賦ゆえに、これまで數十年歉緩を被ってきたとして、従来の災害による歉緩と同様に一律に普く減らすべきであると、主張した。(51)これに對し、馮桂芬と劉鄩膏は、重額は多く、輕額は少なく裁減することを主張した。更に減額の下限については、馮は五升、劉鄩膏は八升とするよう提案した。(52)

その後、何回かのやりとりが各人間で交された結果、蘇、松、太二府一州は、馮桂芬や劉鄩膏の意見が通り、重額は多く輕額は少なく裁減する、但しその下限は五升とすること、常、鎮二府については、一律に十分の一を普く裁減するということで、妥協が成立し、その旨の上奏が行われることとなった。(53)

第三の錢糧については、馮桂芬、劉鄩膏ともにその裁減を主張した。但し馮は、裁減率は漕糧の裁減率に準ずることを提案した。そして同治二年五月の上奏中で錢糧の裁減に言及しなかったのは、米糧の裁減に重點を置いたためであり、災害の場合の緩急の諸例に従えば、銀米は併せて扱っており、兩者は分かつべきではないと述べた。(54)すなわち馮は、蘇、松、太の再減賦が實現しても、常、鎮に比べ重額であることは否めないことから、錢糧も漕糧に準じて蘇、松、太は多く裁減することを考えたのであろう。

一方、劉鄩膏は、蘇、松、太は漕糧を多く裁減し、常、鎮は錢糧を多く裁減することを主張した。(55)その根據は、第1表の如く、蘇、松二府及び太倉州、鎮洋縣の面積當りの漕糧額が、常、鎮に比べて重いのに對し、錢糧については餘り變

（56）わらないこと、従つて漕糧の裁減率を錢糧にまで及ぼした場合、錢糧については不公平が生じると考えたからと思われ
る。

これらの意見に對し、曾國藩は錢糧を裁減することを請うことに反對した。その理由はまず、それがさきの同治二年五月の上奏の内容に符合しないことである。^{（57）}次に、蘇、松、常、鎮、太四府一州の最近十—二十年間で錢糧徵收總額は、最も多かった年である咸豐八年ですら百十餘萬兩で、規定額二百十五萬兩の六割にも及ばない。もし規定額の二割の裁減を請い、それが實行された場合、例年の災害による蠲免を請うことが不可能となり、規定額と實徵額との差を埋めることができなくなる。従つて、錢糧の裁減を請うべきでない、^{（58）}というものであった。

これに對し劉郇膏は、上諭によれば新たに克服した地域は、錢糧の一年間の免除を許されることになっている。流亡した農民が盡く復歸せず、田野が盡く耕作されないうちは、さらに蠲免が實施されるであらう。従つて、二、三年後に今回の裁減にもとづく章程を定めれば、その間に民の生氣が蘇り、田地が回復し、税糧が確實に徵收できるようになると主張した。^{（59）}おそらく劉の眞意は、錢糧のかんりの部分は省で消費されるものであり、中央財政への影響が少なくて済むということと、規定額を減らすことで徵税實績をあげることにあつたのであらう。

以上の討議の結果、上奏が遅れることを懸念した曾國藩が、劉郇膏に妥協し、錢糧の裁減率についても馮桂芬の意見は通らず、劉郇膏の主張する規定額の二割を裁減することを請うこととなつた。^{（60）}

なお、劉郇膏と蘇州紳士との改革への認識の違いを如實に示した事例として、清丈すなわち土地測量の問題を付け加えておきたい。太平天國下で各地の冊籍（土地臺帳）が散逸したため、新たに回復された松江府川沙廳において、馮桂芬の主導下で清丈が行われたが、その結果は舊來の面積より二割少なかった。そこで、これを不満とした劉郇膏は別の弓（測量單位）によつて再測量し、舊來の面積より一割多い數値を得た。ところが、この再測量に對して批判の聲が上がったため、馮は舊來の弓を調査し、吳、長洲、元和三縣の知縣に對して舊來の弓による測量を指示した。しかし、劉はこれに反

對し、結局、土地測量は頓挫したのであった。⁽⁶¹⁾

以上の清丈に關わる處理と、前述した同治二年の減賦上奏に際しての劉の主張、とくに七割徴收をもつて十割とするという考成操作の主張から、劉郇膏の目指したところが、あくまで清朝政府の財政收入を維持し、官僚としての任務を全うせんとしたところにあつたことがわかる。それに對して馮桂芬らは、地域の利益を圖り、現實を踏まえて事態に對處せんとした。しかし、結局は馮桂芬らの意圖は貫徹されず、劉郇膏の主導下で事が推し進められてゆくことになつたのである。

(2) 同治四年の減賦上奏とその結果

以上の討議を経て、同治四年五月十六日、劉郇膏の意見にもとづいて再び減賦に關する上奏が、當時の署理兩江總督李鴻章と護理江蘇巡撫劉郇膏とによつて行われた。しかし、前述したように、この上奏には馮桂芬の漕糧再裁減案は含まれなかつた。このときの上奏の内容は、第一に、錢糧の裁減を行うことである。具體的内容としては、蘇、松、常、鎮、太四府一州の錢糧規定總額二百十五萬兩の二割を裁減すること、またその裁減方法としては、舊來の上、中、下の三則に分けて、上則は多く、下則は少なく裁減すること、そして米糧の一部ないし全部が銀換算されている田地の每畝三分以下については裁減しないこと、の三點である。第二は、漕糧の裁減方法についてである。すなわち、蘇、松、太二府一州は、各則に分けて、重則は多く輕則は少なく裁減し、每畝五升以下は裁減せず、減額總數は原額の三分の一とすること、常、鎮二府は、各則一律に十分の一を普く裁減することが、その内容である。

以上の上奏に對して同年六月二十五日に、錢糧の裁減は認めないという上諭が降つた。その理由については、漕糧の輸送經費たる漕項銀六十萬兩と、地丁銀百四十萬餘兩とに分けて、論じられている。前者については、次の如くである。漕糧の輸送經費は規定額内の漕項銀のほかに、海運實施以降、捐として徴收されていた津貼で補っているほか、不足分に規

定額外の他の項目を轉用しているのが現状である。従つて、もし漕項銀を裁減すれば、ただでさえ不足している輸送經費が更に不足し、津貼が増徴されることになり、民にとって何ら益がないものである。他方、後者の地丁銀については、省の各種費用と災害時の賑恤費とに使われており、もし二割裁減すれば、それらの費用をまかないきれなくなり、自ずから額外に徴收せざるをえなくなるというものである。そして、錢糧については規定額は裁減せず、浙江省にならつて浮收を裁減すべきである、と命じた。⁽⁶²⁾ なお、五月十六日の上奏に加えて、米の生産の少ない太倉州、鎮洋縣の漕糧を銀で送ることを請う上奏が、また兩者によつて行われたが、これも認められなかつた。⁽⁶³⁾

次いで、同年九月九日、李鴻章と劉卹膏によつて、再び上奏が行われた。その内容は第一に、米糧のうち漕糧以外の存留部分（中央への輸送部分ではない項目）もその規定額を裁減すること、更に白糧についても、原額二十萬石のうち十二萬石が漕糧にふり向けられ、その輸送經費も減額されて、七萬二千石餘りとされて定例となつてゐるから、漕糧にふり向けられてゐる分は、漕糧と同じく裁減してほしいこと。第二に、蘇、松、太二府一州の沿海地域の十州縣のうち、瘠地は三分の一を裁減するのに加えて、科則とは關係なく、太倉州、鎮洋縣は五分、常熟、昭文、上海、奉賢、南匯、川沙各州縣は四分、華亭、金山の兩縣は二分と、太、鎮、常、昭一州三縣は五升以下は減じないのを除いて、一律に普く更に裁減してほしいこと。そして第三に、蘇、松、太二府一州の科則ごとの具體的裁減數値が示された。⁽⁶⁴⁾

以上の上奏に對し同年十一月五日上諭が降り、錢糧の裁減以外はすべて認められることとなつた。⁽⁶⁵⁾

ところが、右の上諭にもとづいて實行された改革の具體的結果は、馮桂芬の現状認識及び戰略の破綻を明瞭に示すものであった。まず、劉卹膏の案による改革の結果は、馮桂芬の主張した新規定額を原額の六割とする再減賦案と、内實においてほとんど變わりがなかつたことである。蘇州府吳縣の例をとつてみると、第2表の如く原額每畝一斗七升一合の科則の田が、總田畝數の六割二分、總米糧額の九割三分を占めてゐる。この部分は減賦によつて、規定額每畝一斗二合六勺強と改められたから、原額の四割が裁減されたことになる。そして吳縣以外の蘇、松、太の各縣についてもほぼ同様のこと

第2表 蘇州府吳縣賦額原科斗則・減定新科斗則表

(每畝)原科斗則	地 畝	原額徵本色米	(每畝)新科斗則	新額徵本色米
4斗2升5合6勺	4畝2分	1石8斗 1合	1斗1升	4斗6升5合
1斗7升1合	4,002頃29畝3分	68,460石9斗4升6合	1斗 2合6勺3抄	41,076石6斗5升1合
1斗4升9合1勺	25頃73畝6分	383石9斗1升	9升9合 3抄	257石1斗7升4合
1斗4升1合2勺	15畝7分	2石2斗2升2合	9升9合8勺9抄	1石5斗7升1合
1斗2升4合3勺	16頃98畝9分	211石1斗9升9合	9升8合4勺3抄	167石2斗2升8合
1斗1升4合3勺	8分	9升2合	9升7合 3抄	7升8合
9升9合4勺	46頃28畝4分	460石2斗9升6合	8升6合 2抄	398石1斗5升7合
8升5合5勺	10頃72畝8分	91石7斗5升7合	7升4合5勺	79石8斗2升9合
7升4合5勺	22頃45畝2分	167石4斗6升6合	6升7合 5抄	150石5斗5升2合
4升9合7勺	45頃69畝9分	227石2斗3升7合	[5升以下不減]	
3升1合3勺	564頃65畝2分	1,771石6斗7升7合		
2升6合6勺	310頃59畝	826石2斗6升		
2升4合8勺	1頃33畝7分	3石3斗2升5合		
1升5合9勺	227頃35畝6分	362石9斗		
1升4合9勺	2頃57畝4分	3石8斗4升		
7合4勺	1,164頃24畝4分	868石3斗8升1合		
計	6,441頃14畝1分	73,843石3斗 8合		46,195石3斗2升5合

出典；光緒『吳縣志』卷48，田賦5

がいえる。⁽⁶⁷⁾しかし、この新たな額は當時にあって全完不可能な額だったのである。それは、前署理布政使吳煦が劉鄆膏に宛てた書簡の中で、同治四年の徵稅額が六割と決ったが、報數や官墊民欠が禁じられ、水荒の現在その六割でも徵收することは不可能だと各省州縣官が言っていると述べていることからわかる。⁽⁶⁸⁾

しかも、馮桂芬が同治二年に作成した上奏内容の通りに假に改革を行ったとしても、その規定額をすべて徵收し、賦稅徵收に伴う問題を解決することは困難であった。後に馮は次のように悔み、懸念を記している。すなわち、彼は當初、請えばただちに許可してくれるほど朝廷がかくも寛大であるとは思わず、かつて湯文正が、一、二割の裁減を請い許されなかったことから、今急に半減を願っても許されないと考えていた。従って、減額數を少なく願って、吳雲の言うように、蘇、松、太の規定額は三分の二を裁減することを請わなかったこと、⁽⁷⁰⁾更に捏災を禁じるよう提案し逃げ道を斷ってしまったこと、⁽⁷¹⁾そしてその結果、悪い輩が利源を濫い小民の膏血を竭すという事態が起こるので

ろうことである。⁽⁷²⁾ 馮桂芬のこの懸念は事實となった。裁減が行われたことによって、報災や官墊民欠などの方法で情況に應じて現實に見合つた額を中央へ輸送することも不可能となると、州縣は勿論納稅戸にとつても、實質的にはかえつて厳しい情況をもたらす結果となつたのである。

三 浮收裁減と大小戸均賦

本章では、地方レベルでの財政合理化策である浮收裁減と大小戸均賦とが、實際にいかに行われたかを検討する。そしてそれを通して、現實の改革が、馮桂芬ら蘇州紳士の意圖と、いかにかけ離れたものとなつたかを明らかにしたい。

(1) 浮收裁減と大小戸均賦

馮桂芬は、前述したように、この問題について以前から自説を主張していた。それは、第一に、浮收を裁減し折價を切り下げ、大小戸の別なく負擔を一律とすること、第二に、徵稅を含めて地方の行政、財政の運営には、その地の紳士が當るというものである。しかし、それが現實に實行される時には、馮桂芬はその衝に當つてはいなかつたこともあり、現實の改革は馮の意圖とは異なるものとなった。また、現實の改革がもたらした結果も、馮の予想や期待をはるかに裏切るものとなった。

浮收裁減と大小戸均賦については、同治二年及び三年に、劉鄒膏によつて、新たに回復した松江府、太倉州において行われた。⁽⁷³⁾ この改革は布政使自らの主導の下で行われ、しかも非常事態下であり事實上州縣政府が關與できない情況下で行つたという點では、結果として湘軍系官僚及び馮桂芬の意圖に沿うものであつた。更にその内容も、浮收を裁減し、折價は市價に則り定め、同治三年は漕米折價每石六千四百五十文とし、大小戸一律均平にする⁽⁷⁴⁾というものであり、馮の主張するところとその方針において一致するものであつた。しかし、蘇州紳士が主體となつて行つたものではないという點で

は、馮桂芬の意圖とは必ずしも一致してはいなかった。

この劉鄩膏の改革は、回復された部分に止まっていたので、全省の回復の見通しがついた段階、同治二年五月に、馮桂芬の主張にもとづいて、全省にわたる均賦實行の上奏が行われた。しかし、前述したように意見の對立があったため、それは具體的内容を伴わないものであった。その後、同治四年五月十六日の上奏までは、減賦を最優先の課題としていたため、均賦についての具體案の作成は行われなかった。

しかるに、この同治四年五月十六日の減賦上奏とはほぼ時を同じくして、殷兆鏞により海運經費たる津貼を裁減し、浮收の根源を斷つことを請う上奏が行われた。⁽⁷⁵⁾これをうけて、前述したように六月二十五日、錢糧については、規定額の裁減は行わず、浮收を裁減すべしという上諭が降った。⁽⁷⁶⁾

そのため、對應を迫られた現地では、同年九月九日、再び錢糧規定額の裁減等を請う上奏を行った際、六、七十萬兩前後の地漕錢糧の浮收を裁減することも上奏された。⁽⁷⁷⁾次いで同治五（一八六六）年六月には、李鴻章等により米糧徵收の際の浮收を裁減することを請う上奏が行われ、⁽⁷⁸⁾それにもとづいて改革が實行された。⁽⁷⁹⁾以下、錢糧と米糧の浮收裁減の内容をみる。

まず錢糧については、同治四年十二月に、鎮江府を除いた蘇、松、太、常三府一州の浮收裁減を行い、各縣一律に折價每兩二千文とし、從來の折價によるものとの差額、すなわち四十萬串（一串＝一千文）を裁減した。米糧については、一、本色で徵收する場合は、額外の耗米は規定額每石三斗とし、蘇、松、常、太三府一州において、三斗を超える浮收米三十七萬四千餘石を裁減すること、二、折色すなわち錢で徵收する場合の折價は、同治五年中は每石四千五百文、次年納入の場合は每石五千文とし、蘇、松、常、太の三府一州において、浮收錢約百六十七萬四千串を裁減した。すなわち約二百二十萬兩相當が裁減されることになった。⁽⁸⁰⁾

この改革は、同治二、三年の劉鄩膏の改革に比べて、數値面では馮桂芬の主張に近づいたものであったといえよう。し

かし、これも紳士の主導の下で徴税を行うといった徴税の具體的方法の改革を含まなかった。従って、徴税の具體的場面では、従来の如く、州縣政府―胥吏という徴税系統に依存せざるをえなかった。まずその意味で、この改革は、馮桂芬の意圖とはかけ離れたものとなった。

しかも、このときの改革は、米糧について浮收の支出部分である公費（州縣の行政經費）など、從來州縣政府により非法に徴收されていたものの額を、公に定め附加徴收するという内容を併せもっていた。⁽⁸¹⁾従ってそれは、浮收到制限を加えると同時に、それまで非法であった浮收の一部を合法化するという意味をも有していたのである。すなわち、浮收の規定額化、換言すれば實質的増税を法制化するという意味をもっていたといえる。そして、さきに述べた舊來の徴税系統の存続が、この浮收の合法化とあいまった結果、この改革は馮桂芬の意圖したものから、はるかにかけ離れたものとなったのである。

（2）海運津貼の裁除と陋規の裁減

浮收を裁減すれば、その浮收が當てられていた支出部分を削減しなければならない。その際削減されたのが津貼及び陋規（典禮の際の酒食費等、公費に属さない諸費用）であった。すでに見てきたように、馮桂芬の改革意圖は税負擔の輕減と公平化にあった。従って、輕減に伴う支出の削減問題については、馮は明確な認識を缺いていた。それ故、改革が支出部分に及ぶにつれて、馮桂芬の意圖及び認識が、現實を正確に反映したものでなかったということが、一層明瞭となるのである。

海運津貼については、漕糧の輸送が河運から海運に改められたとき、新たに附加されることになった項目であり、毎石一兩前後徴收されていた。⁽⁸²⁾その後咸豐末年漕糧輸送が事實上停止されたが、釐金收入や關稅收入とともに軍費支出にふり向けられ、徴收は繼續した。⁽⁸³⁾そのため同治二、三年の劉鄩膏による浮收裁減の際には、海運實施以來公費に充當されてい

た規定額中の河運經費が、臨時に海運費にふり向けられた。⁽⁸⁴⁾ところが、減賦實施が認められると、同治四年五月、前述したように、殷兆鏞が浮收の根源たる津貼の裁革を請う上奏を行った。殷の上奏は李鴻章批判を軸としたものであり、太平天國軍を平定した以上、軍費調達のために徴收されていた釐捐は停止すべきであること、また近年收租局が設置され實施されている畝捐（租捐）⁽⁸⁵⁾は、太平天國支配下において行われていた策であるとして、問題にする一方で、津貼の裁減を求めたものであった。⁽⁸⁶⁾これをうけて、戸部が上奏し、津貼裁除の上諭が降された。⁽⁸⁶⁾

その結果、現地では津貼裁除後の海運經費の財源の確保を迫られることになり、同年九月に李鴻章と劉銘傳によって、具體的内容に言及した上奏が行われた。そこでは、海運輸送經費として、九十萬千五百兩が必要であることが述べられ、運費が不足し津貼が裁除されることになった現在、いかに對處するかについて提示している。その方法は、米糧と錢糧の規定額項目のうち、存留部分を、ふり向けるというものであった。⁽⁸⁷⁾

しかし、中央に報告した方法で實際に處理しえたかは、疑問である。その理由として考えられることは、第一に、存留部分は次年になってやっと徴收できるのが現状であり、上奏文中のように、實際に輸送經費に當てることは不可能だということである。例えば、同治四年、劉銘傳に宛てた書簡の中で、前署理布政使吳煦は次のように述べている。「州縣は徵稅に當てて、まずすぐに徴收できた分を中央輸送部分に當て、その後存留の各項目を漸次徴收していく。従って、例えば『四分漕項』の項目の如きは、……兩年後始めて解消することができ⁽⁸⁸⁾る」と。

第二に、輸送經費充當の規定額部分が全徴され、輸送經費にふり向けられたとしても、それだけでは不十分であったということがある。李鴻章は劉銘傳に宛てた書簡中で、「海運津貼が裁除されれば、漕項〔銀〕が全徴されても經費にとうてい足りない⁽⁸⁹⁾」と述べている。

従って、このとき海運經費の不足分は、租捐のうち軍事費に當てられる贍軍田息をふり向けることで處理された。⁽⁹⁰⁾すなわち、殷兆鏞によって釐金や租捐徴收とともに、その裁除を求められた津貼は、形式的には規定額内の項目をもって補う

とされながらも、實質的には租捐によって補うことで、始めて裁除が可能となったのである。その意味では、このときの津貼裁除は當然に、股が思うところの李鴻章らによる不當な税捐徴収の是正という政策たりえず、また非常時の収入である租捐の徴収も平常時には不可能となるため、長期的展望にたつものではなかったといえる。

次に、同治四年九月の津貼裁除の上奏に加えて、李鴻章らは陋規の裁減を請うた。そこでは、地方行政經費に必要な分だけを残して、百四、五十萬兩の陋規を裁減することが上奏された。

以上の津貼の裁除と陋規の裁減により、二百十四萬八千兩—二百二十四萬八千兩の浮收銀兩と、十五萬三千五百餘石の浮收米石が裁減されたことになる。これを上奏中の一石あたりの米の賣却價格毎石二兩で計算すると、二百四十五萬五千餘—二百五十五萬五千餘兩となり、前に述べた錢糧と漕米の浮收裁減合計額より若干多い額になり、ほぼつじつまが合うことになる。

かくして、津貼裁除と陋規の裁減は形式的には實現された。しかしながら、それは長期的展望にたつものではなく、また財政處理のうえからも無理があった。従って、これら津貼裁除や陋規の裁減を裏付けとする浮收の裁減も極めて困難であった。しかも前節で述べたように、浮收は一部合法化され、舊來の徴税系統は存続された。その結果、浮收は裁減されるどころか、合法化されたものに加えて再び増大し、大小戸間の負擔不公平も擴大することとなった。それ故、同治六(一八六七)年、江蘇省巡撫となった丁日昌により、あらためて浮收裁減を中心とする改革が試みられるに至ったのである。⁽⁹¹⁾

おわりに

同治四年から五年にかけて、江蘇省蘇州、松江、常州、鎮江、太倉四府一州において實行された賦税改革は、李鴻章の下で、馮桂芬ら蘇州紳士が、提言、立案したものであった。馮桂芬らが基本的に意圖していたのは、賦税改革を通じた在

地の利益の確保であった。一方、李鴻章も太平天國を鎮壓し、当該地域の復興を計ることを、當面第一の目的としていた。他方、清朝中央政府は、当該地域を財賦の地とみなし、回復後速やかに漕糧輸送を再開することを求めており、その意を體現したのが劉鄩膏であった。従って、清朝中央政府及び劉鄩膏に對しては、李鴻章と蘇州紳士とは共通の利害で一致していた。

しかしながら、賦稅改革の決定及び實行においては、馮桂芬ら蘇州紳士の意圖は必ずしも貫徹されなかった。その原因は現象的には、同じ蘇州紳士である殷兆鏞の批判にある。この批判を契機として、李鴻章と馮桂芬ら蘇州紳士との協力關係に間隙が生じ、再減賦案の挫折にみられるように、馮桂芬らの改革への參畫は封じられた。しかし、より重要な原因は、第一に、馮桂芬らと立場を異にする劉鄩膏が改革推進の中心となったことであり、第二に、馮桂芬らの現状認識が不十分であったことである。

前者についていえば、劉鄩膏は、あくまで中央政府の財政確保に主眼をおき、その目的に沿うべく賦稅改革を推進した。従って、改革の實行過程において、馮桂芬らと對立することとなった。李鴻章という有力な支援者を缺いた馮桂芬らは、これに對抗し得なかった。そのため、新規定額は徴收不可能なものとなり、徵稅體系を紳士の主導の下におくという馮らの意圖は果されなかった。

後者についていえば、馮桂芬は、中央政府の對應及び現地の財政事情について、認識が不足していた。そのため、減賦要求額が過少となり、稅糧の徴收輸送の厳格な實行を結果としてもたらした。また、浮收裁減についても、負擔輕減に伴う支出削減について明確な認識を缺いていたため、意圖とは逆の負擔増という結果をもたらしたのである。

かくして、在地の利益の確保による地域社會の維持を紳士の主導の下に實現するという、「本來の」紳士のあり方を追求せんとした馮桂芬は、現状認識の不十分、地方官僚たる劉鄩膏との對立、そして紳士主導というその趣旨とそれ自體矛盾する李鴻章への依存等によって、その意圖の實現に挫折したのである。

註

- (1) 拙稿「太平天國末期における李鴻章の軍事費對策」『東洋學報』六五卷三・四號、一九八四年。
- (2) 夏鼐「太平天國前後長江各省的田賦問題」『清華學報』一〇二、一九三五年、朱慶永「同治二年蘇松二府減賦之原因及其經過」『政治經濟學報』三三、一九三五年、劉克祥「十九世紀五十至九十年代清政府的減賦和清賦運動」『中國社會科學院經濟研究所集刊』七、一九八五年、Lojewski, F. A., *The Kiangsu Tax Reduction of 1863*. Hou Chiming and Yu Tsung-shien ed., *Modern Chinese Economic History*: Taipei, The Institute of Economics, Academia Sinica, 1977. 等がある。
- (3) 百瀬弘「馮桂芬と其の著述について」『東亞論叢』第二輯、一九四〇年、村松祐次「馮桂芬の均賦・減賦論」『近代江南の租税』東京大學出版會、一九七〇年所收等がある。
- (4) 高橋孝助「同治二年の江南における減賦論」『宮城教育大學紀要』一一、一九七六年。
- (5) 夏井春喜「『大戸』・『小戸』問題と均賦・減賦政策(上)・(下)」『中國近代史研究會通信』八・一一號、一九七八・七年。
- (6) ほかに浙江省における賦稅改革に論及した研究として、佐々木正哉「咸豐三年鄞縣の抗糧暴動」『近代中國研究』五、東京大學出版會、一九六三年所收、小林幸夫「清末の浙江省における賦稅改革と折錢納稅」『東洋學報』五八卷一・二號、一九七六年がある。また、Polachek, J., *Gentry Hege-*

mony, Wakeman Jr., F. and Grant, C., ed., *Conflict and Control in Late Imperial China*, University of California Press, 1975. もこの時期の蘇州の財政における馮桂芬の役割に論及したものである。

(7) 省別漕糧額は別表(A)の如くである。なお、麥、粟米、豆等については省略した。

(A) 省別漕糧額 (單位:石)

		正兌正米	改兌正米	永折漕糧	白糧
山	東	133,722	62,101	70,000	
河	南	24,454	15,229	70,000	
江	蘇	287,799	101,056	75,961	
蘇	江	1,038,909	94,448	106,493 ^③	69,025
江	安	585,252	29,366		29,975
浙	蘇	350,922	150,886		
江	松	94,188		32,521	
湖	江	95,483		5,212	
湖	西				
	北				
	南				

① 江寧府・揚州府・淮安府・徐州府・海州・通州。

② 蘇州府・松江府・常州府・鎮江府・太倉州。

③ 太倉州徵收分。

出典：同治4年刊『戸部則例』卷19、漕運、漕糧正額、改徵折色

(8) 規定額外に項目を設けて徴收する浮收は非法であつた

め、多く弱小の納税戸に課せられたことによる。劉克祥前掲論文二九六頁、拙稿「太平天國前、蘇州府・松江府における賦税問題」『社會經濟史學』四七卷二號、一九八一年、參照。

- (9) 雍正三年の上諭にもつぎ、錢糧(田賦のうち銀兩單位の部分)規定額の裁減が行われたが、米糧(田賦のうち石單位の部分)はそのまま据置かれた。(光緒『蘇州府志』卷二、田賦一)なお、蘇州布政使、蘇松糧道管轄下の各州縣の財政項目の概略は左記の如くである(同治四年刊『蘇州省賦役全書』によれば、一の(1)と(2)を加えたものが、一全體の約九割四分を占めている)。

Ⅰ、本色(米糧)

- (1) 蘇松糧道を介して中央へ送る米

a、漕糧 b、白糧

- (2) 漕糧等の輸送經費各米

- (3) 他地域へ送られる各米

- (4) 州縣の存留米

Ⅱ、折色(錢糧)

- (1) 布政使衙門へ送る地丁銀等各銀(一部は中央へ輸送)

- (2) 漕糧等の輸送經費各銀

- (3) 他地域へ送られる各銀

- (4) 州縣の存留銀

- (10) 銀貴や、特に水災は納税戸一般にとって収入減と負擔増をもたらしたから、身分のある者は身分を利用し、少しでも餘裕のある者は、取立人である胥吏等に「注荒費」という事實上の賄賂を拂って、不作を報告してもらう方法を採った。こ

のことによって生じた米糧不足分は弱小戸に轉嫁され、不公平を一層擴大させていた。

- (11) 前掲拙稿「太平天國前、蘇州府・松江府における賦税問題」參照。なお後者については、道光二十九(一八四九)年、咸豐二(一八五二)年には、農民にとって益がない、という江蘇巡撫陸建瀛の反對によって實行されず(『大清宣宗成皇帝實錄』卷四六五、道光二十九年三月己丑、太平天國歷史博物館編『吳煦檔案選編』第六輯、江蘇人民出版社、一九八三年、一三〇頁)、逆に咸豐四・五年には、省内の米不足という理由で、江蘇巡撫許乃釗らにより、改折要求の上奏が行われたが、北京への輸送米糧が減少していたため、許可されなかった。(前掲『吳煦檔案選編』一〇一五頁、『大清文宗顯皇帝實錄』卷一〇〇、咸豐三年七月丁巳)。

- (12) 前掲『吳煦檔案選編』第六輯、一三一頁、柯悟遲『漏網偶

魚集』中華書局、一九五九年、六一九頁。

- (13) 前掲『漏網偶魚集』九頁。

- (14) 高橋孝助「咸豐三年前後の江南における均賦論」『宮城教育大學紀要』一〇、一九七五年、村松祐次前掲論文。

- (15) 馮桂芬『顯志堂稿』卷一〇、「均賦議」。

- (16) 同右、卷五、「與趙撫部書」。

- (17) 同右、卷九、「請均賦牒」。

- (18) 同「校邠廬抗議」、「免廻避議」、「復鄉職議」、「杜虧空議」、「罷關征議」。

- (19) 同右、「興水利議」。馮は江蘇は他省に比べて賦額が重く、平時でも納税が困難であり、まして太平天國の侵入下にあ

り、しかも旱害と蝗害があいつぐ今年は、納税困難が著しいと述べ（前掲『興趙撫部書』）、均賦を説いている。このことから、馮自身、重賦が浮收や大小戸負擔不公平の問題の基本にあること、究極的には減賦が必要であることを認識していたと推測される。しかし彼は、同治二年以前において減賦それ自体を提議することはなかった。

- (20) 潘曾沂『豐豫莊本書』「蘇松減賦私議十六條」。なお潘曾沂は、一七九二年生、蘇州府吳縣出身で軍機大臣をつとめ、馮桂芬が進士に合格した際の會試主考官であつた潘世恩の長子、後出の潘曾璋の兄。山名弘史「潘曾沂について」『法政史學』第三七號、一九八五年三月、參照。

- (21) 具體的改革内容については、夏鼎、夏井春喜、劉克祥前掲論文參照。

- (22) 胡林翼は『胡文忠公遺集』卷七二、「致江督曾撫帥」の中で、「總督は専ら兵政を統轄し勇を統轄しない。巡撫は専ら吏事、餉事を統轄する。〔私が巡撫である〕湖北省ではこのように願つて居りますが、〔貴方〕曾國藩が總督である」兩江ではこのようではない方がよいと思われまゝ」と述べている。

- (23) 吳雲『兩壘軒尺牘』卷五、「覆潘季王觀察曾璋論減賦宜從速詳辦書兼簡郭筠仙觀察」。

- (24) 同右、卷一、「喬鶴齋中丞」。

- (25) 前註(24)、同、卷一、「宋雪帆倉侍」。

- (26) 馮桂芬『願志堂稿』卷四、「江蘇減賦記」。劉鄒膏等輯『江蘇省減賦全案』卷五稟稿、同治二年三月十二日金以誠稟（以

下、『全案』卷五、稟稿、2・3・12・金以誠稟の如く記す）。

- (27) 前註(23)、『郭嵩燾日記』（湖南人民出版社、一九八一年版）卷二、九四頁。上奏は二月中に行われる豫定であつたが（前掲『宋雪帆倉侍』）、各人の意見が一致せず遅れた。なお劉鄒膏は、李鴻章が質朴謹厚であるが、諸將との人間關係もよくなく、才識も乏しいと評し（『李文忠公全集』朋僚函稿一、同治元年五月初二日「上曾相」（以下、『李全集』函稿一、1・5・2「上曾相」の如く記す）、その布政使着任に反對した（同右、1・3・25「上曾相」）人物である。

- (28) 『全案』卷四詳稿、郭嵩燾詳。

- (29) 『曾文正公全集』書札卷一一、「覆郭筠仙」。

- (30) 黃芳はいわゆる湘軍系官僚ではないが、湖南省出身であり、曾國藩に近い人物であつた。

- (31) 『李全集』函稿三、2・4・20「上曾相」。

- (32) 『全案』卷二、章卷、2・5・11、曾國藩、李鴻章再奏。

- (33) 同右、卷二、章卷、2・5・11、曾國藩、李鴻章奏。

- (34) 蘇、松、常、鎮、太四府一州の漕白正耗米は百六十萬石、蘇、松、太二府一州の合計は百二十一萬石、常、鎮は四十五萬石であるから（『全案』卷二、章卷、一一一二頁、戶部再奏）、合計百一十九萬石にすることとは、蘇、松、太

を六十六・七十六萬石、すなわち原額の六割前後を減額することになる。

- (35) 光緒『蘇州府志』卷一二、田賦一。

- (36) 『全案』卷二、章卷、一一一二頁、戶部再奏。

- (37) 同右、2・4・23、丁壽昌奏。丁は蘇、松、常、鎮、太四

府一州に加えて、浙江省湖州、嘉興、杭州三府の計七府一州の規定額の三分の一を裁減することを請うた。

(38) 『全案』卷一、上諭、2・5・24、上諭。

(39) 『全案』卷二、章卷、4・5・16、李鴻章、劉鄩膏奏。

(40) 李鴻章は、劉鄩膏一人ではその任にたえないとし、『全案』函稿三、2・6・9「上曾相」、「減漕の新政は必ず公正紳士を加えて討議すべきであり、入局してその業務に協力することを、馮桂芬が甚だしく願っている」と述べており

(同右、2・6・20「致郭筠儒都轉」、馮桂芬の主導の下で減賦が推し進められることを望んでいたと思われる。

(41) 例えば存留部分の裁減など中央財政への影響のないもの、或いは少ないものについては、劉鄩膏は馮桂芬の意見を取りいれ上奏を作成している。

(42) 前掲「江蘇減賦記」、同、卷九、「擬請再減賦額疏」。

(43) 同右、卷五、「再啓李宮保」、「全案」卷五、稟稿、3・1・20、劉鄩膏稟。

(44) 『全案』卷五、稟稿、3・1・20、劉鄩膏稟。

(45) 前註(44)。

(46) 前掲「再啓李宮保」、「李全案」奏稿八、「蘇省地漕錢糧一體酌減摺」。

(47) 『全案』卷三、文移、3・3・28、曾國藩より劉鄩膏への書。

(48) 『顯志堂稿』卷五、「啓李宮保論減賦」、「再啓李宮保」、「三啓李宮保」。馮桂芬はこのとき李鴻章の幕友を辭していた。

(49) 前掲「江蘇減賦記」。

(50) 『曾文正公全集』批牘卷五、「蘇州劉藩司鄩膏等會稟江蘇減漕預商兩詳稿」。

(51) 『兩壘軒尺牘』卷二、「馮林一宮允」。

(52) 『顯志堂稿』卷五、「再啓李宮保」、「全案」卷三、文移、3・4・18、曾國藩より劉鄩膏への書。

(53) 前註(39)。

(54) 前掲「再啓李宮保」。

(55) 『全案』卷五、稟稿、3・4・8、劉鄩膏稟。

(56) 『李全案』函稿五、3・9・13、「上曾相」。

(57) 『全案』卷三、文移、3・4・18、曾國藩より劉鄩膏への書。

(58) 同右、卷三、文移、4・5・11、曾國藩より劉鄩膏への書。

(59) 同右、卷五稟稿、4・5・13、劉鄩膏稟。

(60) 『李全案』函稿六、4・2・14、「復曾相」。

(61) 同右、奏稿九、「陳明租捐丈田清理民房情形片」、前掲「江蘇減賦記」、卷五、「復應方伯論清丈第二書」。

(62) 『全案』卷一、上諭、4・6・25、上諭。

(63) 『李全案』奏稿八、「太倉鎮洋二屬改徵折色摺」。

(64) 『大清穆宗毅皇帝實錄』卷一四四、同治四年六月癸卯。

(65) 『全案』卷二、章卷、4・9・9、李鴻章、劉鄩膏奏。

(66) 同右、卷一、上諭、4・11・5、上諭。

(67) 同右、「江蘇省各屬田糧原額斗則表」。

(68) 前掲『吳煦檔案選編』第六輯、五五〇頁。

(69) 湯斌。康熙二十四年、江蘇巡撫の職にあり、減賦の上奏を

行った。

(70) 前掲『江蘇減賦記』。

(71) 前掲『再啓李宮保』。

(72) 前掲『啓李宮保論減賦』。

(73) 前註(65)。

(74) 『李全集』奏稿八、「裁革錢漕積弊片」、趙烈文「熊靜居士日記」、『太平天国史料叢編簡輯』第三冊、中華書局、一九六二年所收、三一七頁。

(75) 『全集』卷二、章卷、4・閏5・3、戶部奏、『殷譜經侍郎年譜』五四頁。

(76) 『全集』卷一、上諭、4・6・25、上諭。

(77) 前註(65)。

(78) 『李全集』奏稿一〇、「減漕未盡事宜摺」。

(79) 『全集』卷一、上諭、5・7・18、上諭。

(80) 同治四年九月九日の李鴻章と劉銘傳の上奏中の一石あたりの米の賣却價格銀二兩と當時の市場の銀錢比價毎兩千四百文(民國『上海縣志』卷六、田賦上、賦額)を用いて算出した數値。

(81) まず漕糧の年内納入の場合、蘇、松二府では、錢納の場合には折價毎石三千二百文とし、米納の場合は耗米三斗を加え、更に兩者ともに每石公費錢千文を加えること、そして同治六

年以降については、折價は毎年省が定め、それに每石公費錢千文、漕費錢四十八文、脚費錢四文を加えることなどが、定められた。(民國『川沙縣志』卷八、財賦志、賦額、漕田、附記。)

(82) 『全集』卷二、章卷、4・閏5・3、戶部奏。

(83) 『曾文正公全集』書札卷九、「覆李輔堂」。

(84) 前註(65)。

(85) 殷の批判の趣旨は、いわば李鴻章個人に屬する官親、幕友、遊客、劣紳らが委員となつて、財政や行政をほしいままにしている、というところにあつた。すなわち、殷の批判の対象は、李鴻章に直屬する安徽出身の幕友に加えて、馮桂芬らのグループもその批判の対象であつた。前掲拙稿「太平天国末期における李鴻章の軍事費對策」参照。

(86) 前註(82)。

(87) 前註(65)。

(88) 前掲『吳煦檔案選編』第六輯、五五〇—五五一頁。

(89) 『李全集』函稿六、4・7・9「致劉松巖護撫」。

(90) 前掲『江蘇減賦記』。

(91) Ocko, J. K., *Bureaucratic Reform in Provincial China*, Harvard University Press, 1983. 参照。

THE JIANGSU PROVINCE TAX REFORM OF TONGZHI 同治 4 (1865)

USUI Sachiko

This essay will investigate the participation of Suzhou 蘇州 gentry like Feng Guifen 馮桂芬 and others in local public finance by means of an analysis of the Jiangsu province tax reform carried out from Tongzhi 4 (1865) to Tongzhi 5 (1866). It will also include an inquiry into the character of the change in the power relations between the central government and the localities.

Feng Guifen and others were intent on maintaining gentry leadership of local society by guaranteeing benefits to the locality. With this in mind, Feng moved to gain the support of Li Hongzhang 李鴻章 who was aiming to suppress the Taipings and to renew the region, and proposed a plan for tax reform. Nevertheless, in the implementation of the tax reform, Feng's plan was not carried out.

The reason for this was that criticism from Yin Zhaoyong 殷兆鏞 created a split in relations with Li. But even more importantly: 1) Acting provincial governor of Jiangsu 護理江蘇巡撫 Liu Xungao 劉郇膏 (formerly Suchou administrative commissioner *buzhengshi* 布政使) whose aim was to secure income for the central government, managed to assume leadership of the reform, and 2) Feng himself did not have a sufficient understanding of how to cope with the central government nor of the circumstances of local finance. Thus, Feng Guifen, because of his inadequate understanding of the situation, his antagonism to the local official Liu Xungao, and moreover his reliance on Li Hongzhang in contradiction to the idea of gentry leadership, failed to realize his plan.